

藤元議員 それでは、3点について質問させていただきます。最初に山田地区残土処理場の管理についてお伺いします。この件につきましては、前町長時代、平成29年（2017年）6月議会におきまして、当時議員でありました一山さんが土砂災害の心配はないのかと質問しています。これに対して前町長からは、「徳島県林地開発許可基準に基づき基礎地盤の支持力、すべり法面安定計算、表面排水計算などを行い、地下排水対策も講じていることから安全上支障がない」というふうに答弁されています。その後、全国各地での局地的な豪雨、台風の大型化など異常気象を原因とする災害が目立つようになって来ているなか、熱海市において大規模な土砂災害が発生したということから、令和3年（2021年）9月議会におきまして、私が処理場の管理について質問させていただきました。答弁で明らかになったのは、あの処理場に最終的には、34万5千³mの土砂が搬入されたということでした。重さにすると、比重1.8で計算すると62万1千t。10tダンプで運ぶとすると6万2,100台分ほどの大量の土砂が集積されているということになります。また、町長からは、日頃の管理は、「災害が予想される前後、また、天気の状態によっては、月に何回かの目視点検等を実施して安全を確保している」との答弁でありました。ただ、排水溝が大きな切り株で塞がれているという写真を提示したところ、「今後は、そのようなことのないように気をつけたい」とのことでありました。続いて、令和5年（2023年）6月議会では、土砂搬入が終わったにも関わらず、最上部の広場は排水溝が整備されておらず、山からの水が直接流れ込み、大雨時には法面に水が溢れ出している状況があり、早期の整備をする必要があるのではないかと質問をさせていただきました。いくら、様々な調査とそれに基づく計算をし、安全に作られているといっても、それは日頃の安全管理を前提としているわけですので、当然のこととして町長からは、「埋め立て工事は終結しており、整備完了に向けた工事として、排水溝や未舗装進入路の舗装、横断側溝等の設置工事を進めてまいります」、また、「点検がしやすいように草刈り等の維持管理をして行きます」と答弁がありました。しかし、あれからやがて2年が来ようとしている今日においても、最終工事はされないまま放置されています。自治体の仕事は、地方自治法第1条にもあるように「住民の福祉の増進」であります。平たく言い換えれば、住民のみなさんの幸せのために働くというのが自治体の仕事だということです。あの残土処理場は、町が行った事業であり、管理責任者は町長です。したがって、自治体の管理が不十分で下に住む住民のみなさんに損害を与える、迷惑をかけるなどということは絶対にあってはなりません。私だけではないと思いますが、地球環境の異変を肌で感じている方が多いのではないのでしょうか。

一昨年の夏は、1898年の統計開始以降、最も暑い夏になったのだそうですが、昨年の夏は、まだそれ以上に暑い夏でした。その影響だと思いますが、町内の甘柿、渋柿とも、ほぼ全てと言っていいくらい落果してしまいました。私、この議場においでの方の中では、長く生きています方だと思いますが、そんなことは生まれて初めての経験でした。局地的な豪雨による被害も引き続き全国で起こっています。本町においても、ここ10年ほどの間に、出羽島、小張山、内妻、水落など海岸淵の山腹崩壊が相次いで起こっています。気象庁の予想でも、今年の夏は猛暑となるし、梅雨時から夏に大雨による注意が必要だということでもあります。私が申し上げるまでもありませんが、土砂は、一定以上の水分を含むと崩壊しやすくなります。それに加えて震度7とまでもいかなくても、強い地震でも起これば、ひび割れや崩壊の危険性が益々高まるわけであります。庁舎、消防本部移転と、大きな仕事を抱えており、大変な時期だと思いますが、毎年のように、異常気象を原因とする災害が起こっている今日、いつまでも工事の先送りはできません。必要な最低限の工事は早期に終わらせるべきだと思いますが、最終工事はいつやるのかお伺いし、次の質問に移ります。次に、孤独死対策についてお伺いします。この孤独死ですが、一般的には、家族や親族、友人など、誰にも気づかれることなく一人で亡くなることとされていますが、高齢化、核家族化の進行とともに都会でも田舎でも増える傾向にあります。孤独死するのは何も高齢者ばかりではありませんが、警察庁の調査では、年間6万8千人の高齢者が孤独死しているのではないかと推定されています。また、一般社団法人、日本少額短期保険協会孤独死対策委員会の調査によると、死亡原因は病死が最多の65.6%となっており、心筋梗塞や脳梗塞で亡くなっている場合が多いというデータもあるようです。本町の場合は、65歳以上の高齢者が人口の半分以上を占めるという超高齢社会となっており、高齢者だけのお宅、高齢者一人暮らしの方が増える傾向にあります。ここ10年間でみますと、昨年亡くなった方が110人で一番多かったのですが、ほとんどが高齢者ですが、年平均90人の方が亡くなっています。そして、転入者より転出者が毎年平均で37人多いという経過ですので、子や孫が転出し、その結果として高齢者だけの家庭、一人暮らしの高齢者が増えているということになっていると思います。この傾向は、今後も続きますので、孤独死対策は、本町の引き続き重要な課題の一つということになります。長年牟岐町で暮らし、様々な形で牟岐町のために貢献して下さった方が、一人暮らしが故に、助かる命が手遅れになったり、死後、何日も経ってから発見されるというのは、あまりにもお気の毒であります。地域住民の方々、行政が力を合わせ、こんな亡くなり方をする人を一人でも減らさなければなりま

せん。もちろん、遠く離れた家族や親類の方々も、高齢者の一人暮らしというのは気になることから、定期的に帰って来たり、電話連絡をしたりと様々な形で対応しています。また、本町行政としても様々な取り組みをして対応してまいりました。本町の場合は、孤独死対策に特化した取り組みということではありませんが、高齢者のフレイル予防や認知症対策、悩み相談、あるいは民生委員や老人会メンバーなどの訪問活動、民間事業所による見守り協力、緊急通報装置の貸出しなど、孤独死対策に通じる取り組みをしていただいていると認識していますが、さらに充実強化する必要があるのではないかという思いで、改めて質問させていただきます。孤独死という定義が曖昧で行政においても正確な数字は掴めていないのではないかと思います。つい先日、一人暮らしの高齢者が死後半月も経ってから発見されたという悲しい出来事がありました。死後の処理は、少ない身内で行われることが多く、一般的には知らされないことが多いのですが、本町でも実際に孤独死はあるし、これからも増えていくのではないかと思います。対策を考える上で、まずは現状を把握するのが大事だと思いますので、最初に本町における孤独死の実態についてお伺いします。続いて、先ほども若干述べましたが、本町でも様々な取り組みがされていると思いますので、本町での取り組みの現状と、今後の課題についてお伺いします。最後に孤独死対策として、死後、なるべく早く発見するというのも大切ですが、何と言っても救える命を救うという仕組み作りが大切であります。現在、本町では、緊急通報装置貸与事業を行っています。これは、体調が悪くなった場合や怪我、火災、浸水、土砂崩れなどの緊急時にボタンを押すと、民間の受診センターにつながり、内容によっては行政、親類、消防署など関係先に連絡していただける仕組みになっていまして、現実には救える命を救うという意味では大変有効な事業だと思います。この緊急通報装置を借りるためには、牟岐町緊急通報装置の貸与に関する要綱というのがあり、その第3条では、「対象者は、牟岐町に住居を有する一人暮らし高齢者で、身体状況等により他者への連絡が困難な者及び緊急の確認が必要となる身体状況等にあると認められるものとし」、第4条2項においては、「貸与申請書の提出があった場合は、牟岐町ケア会議において、その必要性について検討し選考するものとし、町長が決定する」というふうになっています。長生きそのものは目出たいことではありますが、特に、高齢なうえに一人暮らしとなると現実の生活は大変です。極端な例に聞こえるかもしれませんが、腰が曲がり、ダンスの上の物を単に下に降ろすことさえできなくなるのが高齢者の一人暮らしです。もちろん高齢者といっても、若者に負けない体力があり、仕事もバリバリしている人もいますが、やはり歳とともに、一つや二つの病気を抱えている

というのが普通でありますし、段々体が自由に動かなくなっていくます。そして、命にかかわるようなことで、同居人がいれば何とかなることでも、一人ではできないことが増えてきます。そんなときに大きな役割を果たすのが、緊急通報装置ではないでしょうか。本体と、ネックレスのように首からぶら下げるタイプになっていまして、いざというときに、ボタンを押せば受信センターが必要な対応をしていただけます。令和5年4月1日現在の資料によりますと、本町では、寝たきりの方が7人。一人暮らし高齢者は660人であります。それに対して、本町が保有している緊急通報装置の数は16台であり、現在11台を貸出しているとのことであります。高齢者といえども、大抵の場合は、今晚体調が悪くなると予想しながら布団に入る人はいません。突然の体調不良の場合、ボタンを押すだけで365日、24時間対応していただけるということですので、孤独死で亡くなる人を減らすためには、この緊急通報装置貸与事業は大変有効な事業だというふうに思います。一人暮らしの高齢者が増える中、今後の孤独死対応策としては、緊急通報装置の数が余りにも少ないのではないのでしょうか。事業の周知を徹底するとともに、緊急通報装置の数を増やすことや緊急通報装置貸与条件の緩和も考慮すべきではないかと考えますが、見解をお伺いし、次の質問に移ります。次に、難聴者支援についてであります。長生きすることは、人類の長年の願いであり、それ自体は良いことではありますが、高齢化社会特有の難しい課題があります。人生50年と言われていた時代には問題になることはありませんでしたが、高齢化の進行とともに、認知症患者の数が急増し、その数は全国で600万人以上。65歳以上の高齢者の3人に1人が認知症かその予備軍とも言われています。本町に当てはめると600人ほどということになります。もちろん、症状の重い軽いはあると思いますが、重度の認知症になると記憶が次第に失われ、単純な計算や日常動作ができなくなり、妄想、徘徊、暴言などを繰り返し、やがては、身近な家族さえ誰だかわからなくなってしまいます。軽度の場合はまだしも、重症になりますと、家族や周囲の人々を巻き込み大変な事態に陥ります。そうならないために、本町でも貯筋体操、健康講演会の開催、認知症サポーターの養成等々、様々な施策に取り組んでいるところでありますが、認知症は、先にも述べたように、寿命が短かった時代には問題になりませんでした。現代においては、他人ごとではなく誰もが発症する可能性のある脳の病気です。最近では、認知症の発症に難聴が大きく関わっているということが明らかになってまいりました。ある研究結果によりますと、軽度難聴の方は、正常な方と比較すると発症のリスクが2倍、中程度難聴では3倍、高度難聴の場合は5倍の発症リスクがあるとされています。私たち人間は、耳から得られた

音を脳に送り情報を処理していますが、難聴になると脳に情報が入らなくなり、認知機能がどうしても低下してしまいます。ですので、逆な言い方をすると、難聴を補聴器等でカバーすることができれば、認知症の進行を遅らせることができるということになります。そこでお伺いします。そんな研究結果があったことがきっかけになったのか、来年度から介護保険保険者努力支援交付金の目的の中の「認知症総合支援の取り組み状況」に、新たに認知症総合支援の一つとして「難聴高齢者の早期発見、早期介入等」の評価指標が入ることになっています。使い道については各自治体の裁量に任されており、この機会に補聴器購入にあたっての支援ができるのではないかと思います。全国的にも補聴器購入にあたっての助成制度をつくり難聴者支援をする自治体が増えています。県内においても上板町、神山町が4月から支援制度をスタートさせます。この機会に本町においても認知症対策の一環として、補聴器購入にあたっての助成制度を創設してはどうかと思いますが、見解をお伺いし、質問を終わります。

喜田議長 枳富町長。

(枳富町長 登壇)

枳富町長 藤元議員の『山田地区残土処理場の管理について』のご質問にお答えします。残土処理場の管理については、日頃の管理点検がしやすいよう、草刈りや排水溝の流れを阻害するような大きな障害物がないか目視点検を実施して周囲等の安全を確保している状況です。令和5年6月定例会で、山田地区残土処理場の管理について、「今後の受入れ予定はなく、整備完了に向けた工事として、排水溝や未舗装進入路の舗装、横断側溝等の設置工事を進めてまいります。」と答弁していました。しかし、その後、新庁舎建築工事で残土が不足する場合、山田残土処理場から残土を搬出する可能性があるため、排水溝等の設置工事を見合わせています。新庁舎建築工事の残土の搬入・搬出について、目処が付くまでの間、最上部について、排水勾配を確保し、仮の排水溝や泥溜めを素掘りで設置することを検討したいと思います。新庁舎建築工事で、残土の搬入・搬出が見込まれなくなった時点で、整備完了に向けた工事として、排水溝や横断側溝等の設置工事を進めたいと思います。次に、孤独死対策についてお答えします。まず、本町での孤独死の実態ですが、海部消防組合の救急隊員が住民の方からの通報を受け駆けつけても、死後時間が経過しており、残念ながら不搬送となる事例があると伺っています。

孤独死につきましては、明確な定義が定めにくく、調査も行われていないことから、牟岐町では十分な把握ができていない現状です。社会福祉協議会委託の生活支援体制整備事業における地域実態把握データによると、牟岐町内の65歳以上の一人暮らし高齢者数は、令和3年4月時点では、男性133人、女性280人で、計413人、令和7年3月時点では、男性150人、女性289人で計439人と、4年間で26名増加しており、今後も、1人暮らしの高齢者が増加することが予想されます。牟岐町の取り組みとしましては、緊急通報電話の貸与や、高齢者見守り活動に関する協定を締結しており、徳島新聞、読売新聞、移動販売車のとくし丸、生協、郵便局、生命保険の販売員による見守り活動の他、民生委員や老人クラブの方々による見守り活動を行っています。町では、新聞や郵便物が溜まっている等の通報を受け、職員が複数名体制で電話や訪問による確認を行うとともに、状況に応じ、警察や救急搬送の対応を行っています。また、こうした急な事態に備えマニュアルを作成し、宿日直時にも即対応ができるよう、職員に対応方法の周知や研修等を行っています。社協の暮らしのサポートセンター事業や、介護保険のサービスを利用されている方については、社協や、包括支援センター、介護サービス事業所職員が定期的に高齢者宅を訪問し、介護サービスの提供と共に見守り活動が行われていますが、年齢に関係なく、引きこもりをされている方や、比較のお元気で福祉や介護等のサービスを利用されていない方が突然体調を崩された場合の対応は困難であり、日頃からのご近所や社会との関わりを持つことの重要性とともに、いのちを守るために早期に医療や専門職につなぐことを今後の課題と考えています。次に、緊急通報電話貸与条件の緩和についてですが、緊急通報電話貸与の対象者は、牟岐町に住居を有する一人暮らし高齢者等で、身体的状況等により他者への連絡が困難な者、及び緊急の確認が必要となる身体状況等にあると認められる者ですが、緊急通報電話の貸与についてご相談をいただくことは、その方が一人暮らしに不安を抱えているととらえ、牟岐町地域ケア会議において、その方のお身体の状況以外に、ご家族や隣近所の見守りの状況、日頃の社協や包括、介護支援事業所等の支援状況やご本人の心のケアについて協議し、貸与の有無を決定しており、これまで却下事例はありません。緊急通報電話は、現在11名が利用しています。施設入所等で返却される方もおり、対象者は入れ替わっている現状です。令和6年2月には、民生委員の定例会において、制度の説明を行い、協力員として見守りを引き続きお願いするとともに、対象となる方への周知をお願いしています。今年度は、新規で5名が利用開始しています。緊急通報装置の台数には限りがあり、残念ながら孤独死対策には充分ではありません。孤独死を防ぐことはなかなか困難なことです。老人会や各事業所と連携しながら見守り活動を継続するとともに、健

康相談、貯筋体操やふれあいサロン等、高齢者の社会参加や健康維持の機会を増やし、無いことが望ましいことではありますが、新聞、郵便物が溜まる等のＳＯＳ情報にいち早く対応できるよう、今後とも努めてまいります。次に、「難聴者支援」のご質問についてお答えします。介護保険 保険者努力支援交付金は、地域支援事業のうち、「介護予防・日常生活支援総合事業」、包括的支援事業の「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」の第１号保険料部分に充当することが可能な交付金です。議員ご質問の、「認知症総合支援事業」における難聴者支援のための補聴器購入補助につきましては、令和７年度介護保険 保険者努力支援交付金評価指標の難聴の早期発見・早期介入に係る取組の指標によるもので、その指標は、難聴高齢者に対し普及啓発の取り組みを行っているか、早期発見の取り組みを行っているか、受診状況の把握と未受診者への再度の受診勧奨を行っているか、受診勧奨者のうち５０％以上の者が受診しているかの４つの項目を評価するものでして、啓発、スクリーニング、受診勧奨、及び受診勧奨における効果を求められるものです。また、その取り組みの一つとして、補聴器助成を位置付けることが可能とするものですが、厚生労働省によると、インセンティブ交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止、介護給付の適正化の推進を図る観点から、介護保険 保険者努力支援交付金の評価結果を踏まえつつ、保険者等において当該交付金も活用した取り組みを進めるという、ＰＤＣＡサイクルを念頭に置いた枠組みであることから、こうした取り組みがなく、補聴器助成そのものに活用する交付金ではないとのことなのです。牟岐町の現状としましては、難聴高齢者の啓発、簡易スクリーニングとして、健康相談や貯筋体操の場でパンフレットを配布し、セルフチェックの案内などを行っています。受診勧奨として、保健師や理学療法士による健康指導、運動指導を行い、難聴のリスクがある高齢者の方に受診勧奨を行い、補聴器の使用について専門機関への相談を促しています。しかしながら、医療機関や学術機関との連携を必要とする受診勧奨後の受診率調査や、補聴器装用後の聞こえの改善状況の把握、認知症予防の効果検証等は、行えていない状況です。補聴器は、購入前に耳鼻咽喉科などの補聴器相談医の診察を受けていただき、ご自身に適した補聴器を選定していただくとともに、購入後も定期的なメンテナンスや聴力に合わせた調整を行っていただくことで、適切にご使用いただけるものです。聞こえの改善による生活の質の向上や認知症予防の効果については、昨今、着目・期待されているものでして、この点につきまして、今後、効果検証の仕組みや財源の問題も含めた難聴高齢者の支援策について検討してまいります。以上です。

喜田議長 藤元議員。

藤元議員 山田地区の残土処理場の最終工事については、今、庁舎の工事、消防署移転の工事をやっています、もしかしたら、土を新たに搬入したり、また、取り除いたり、そういうことがあるかも知れないからと。臨時の工事を行っておくというような話でありました。それは仕方がないかなというふうに思いますけれども、ご存知のように、今非常に危険な状態にあることは確かなので、豪雨のときに行ってもらったら分かると思いますが、山からそのまま水が流れ込んでいるということで、危険な状態も明らかなので、そこらも十分検討していただいて、なるべく早く決断をしていただいて、早くする必要があるのでないかというふうに思っています。それから、緊急通報装置のことですが、やはりいろんな先ほど町長が述べられたように、町としては様々な対策を講じていただいています。本当に役場の方には頭が下がる思いですが、にも関わらず、やっぱりそういう不幸な出来事が起こっているわけです。実際に今以上にどうすれば良いのだろうかというふうに考えたときに、どうしても緊急通報装置、この普及をもう少し図っていく必要があるのではないかと。周知の話もされましたけど、まだまだ周知は不十分だというふうに思います。それでありまして、やはり高齢者となりますと、本当にいつ何があるか分からない。特に一人暮らしの方はね。という状況にあるので、やはりこの要綱は要綱で大事だと思いますけども、もう少し範囲を広げるようなことを考えていかないと、孤独死というのをなくせないのではないかというふうに思いますので、もう少し範囲を広げられるようなことを考えていただけないかと。それから、関連ですけど、今、民間業者がいろんなサービスを行っています。この緊急通報装置の貸出しも通報装置もそうなのですが、例えば、ドアが1日開かないと、民間業者のところに通報がいくとか、電灯が点かないと連絡がいくとかね。そういうふうに何かあったときにすぐに対応ができるようなサービスを提供している民間業者がたくさんあるのです。そういうところも、もうちょっと研究していただいて、まとめて町としてお願いするということになればね、値段的にも安くなると思いますので、そういうことも考えていただけたらいいのではないかなというふうに思います。再度、その件については答弁していただきたいと思うのですが、難聴者支援については、いろいろ今後方法を考えていきたいと思うので、ぜひそれはお願いしたいと思います。それでは、孤独死対策の件だけについて再問します。

喜田議長 西沢健康生活課長。

(西沢健康生活課長 登壇)

西沢健康生活課長 私から藤元議員の再問についてお答えします。緊急通報装置の他の業者さんのいろんなサービスの利用についてなのですが、今現在、契約は締結している会社さんにもいろんな機器の導入ができないかということで、現在お伺いしています。一つは、今現在導入しているのが、電話機タイプの緊急通報装置ですので、基本的に固定電話が必要な家庭、固定電話回線を引いていらっしゃる場所での利用ということですので、そういった回線がない方に対しては使えないという点と、あと先ほど藤元議員からもお話がありましたような、電気に類似した機器としましては、冷蔵庫の開け閉めが、例えば、24時間ない場合に連絡が来るといようなものの導入もできるように聞いていますが、今、導入に踏みとどまっているというか、もちろん、導入に関して前向きに検討して差支えないのですが、24時間経過した後、連絡が、電話確認がいった、連絡、それから、訪問することは、孤独死の対策にはなるかも知れませんが、それよりもご存命の間に緊急搬送に対応するということでは、それが間に合うのかというところの懸念がありまして、現在導入に至っていませんが、それを導入しないというような考え方で考えているわけではありませぬので、そういったものの効果というものをもう一度考えまして、今後の機器導入についても、また、検討してまいりたいと思います。

喜田議長 藤元議員。

藤元議員 貸与条件の緩和という、もうちょっと、一応、要綱にはありますけど、もう少し拡大解釈するとかというようなことで、もう少し広げることにはできないのかなと。周知も含めてですね。それはどうでしょうか。

喜田議長 西沢健康生活課長。

西沢健康生活課長 緊急通報装置の貸与条件につきましては、先ほど町長からも説明がありましたとおり、実際には、身体の状態のみに関わらず、いろんな一人暮らしの状況に応じて必要性を加味して対応はさせていただいています。今現在、一人暮らしであるということと、65歳以上というところは、要綱のとおりとして守らせていただいている状況ですので、ある程度の柔軟性をもって制度には対応しているというふうに考えて

います。周知に関しましては、確かに実際にいろんな支援員の方、介護サービスの事業所の方から直接ご相談をいただいて、そういった困っている方がいらっしゃるよということから、事業の利用につないでいることもありますけども、現在、公式LINEであったり、広報であったり、もう少し、お元気な方にも目に留めていただいて、そういった一般の方から声をかけていただいたり、こんな方がいらっしゃるよというような情報提供を町にいただけるような形での広報活動には努めて行きたいと思います。

喜田議長 藤元議員。

藤元議員 終わります。ありがとうございました。